

ガイドラインの実施状況調査実施要領

1 概要

農林水産省では、依然として研究費不正が発生している要因を踏まえ、令和3年4月1日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を実施しました。

今回の改正では、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の3項目を柱として不正防止対策を強化するとともに、これまでの研究機関の取組状況も考慮しつつ、より実効的な取組を促すために従前のガイドラインの記述のさらなる具体化・明確化を図っています。

研究機関においても、その性格や規模を踏まえ、創意工夫ある体制整備を進めてきた現状の取組について、本ガイドラインの改正点を取り込み、PDCAサイクルを徹底すると同時に、情報発信も含めた透明性の確保・向上及び競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員の不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることにより、より実効性ある取組が一層推進されることを強く期待されています。

また、当センターにおいても、本ガイドライン第7節において、研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促すこととされており、これに基づき、研究機関におけるガイドラインの実施状況について、調査を行うこととされています。

つきましては、下記により、ガイドラインの実施状況について、調査を行いますのでご協力お願いいたします。

なお、必要に応じて、ガイドラインの実施状況について、現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 対象研究機関

当センターと試験研究委託契約を締結している研究機関（研究コンソーシアムの構成員を含む。）とします。

ただし、委託費の限度額が0円の研究機関を除きます。

3 提出資料

・当センターHP掲載の「ガイドラインの実施状況（Excel）」

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html

・実施状況等がわかる資料（既存のもので可）

4 記載要領

記載に当たっては、当センターHP掲載の「ガイドラインの実施状況記載要領」等をご参照ください。

5 提出期限

令和3年8月31日（火）

6 提出方法

「ガイドラインの実施状況（Excel ファイル）」に必要事項を記載のうえ、実施状況等がわかる資料とともに、各研究機関から直接「7 提出先」まで、メールにてご提出ください。

その際、ファイル名は、「【研究機関名】ガイドラインの実施状況」（実施状況等がわ

かる資料は PDF 等で「【研究機関名】資料名」としてください。

また、研究機関において、当センターと複数の契約を締結している場合においては、研究機関共通の「ガイドラインの実施状況」をご作成のうえ、1通のみご提出ください。

なお、ご不明な点につきましては、「7 提出先」までお問い合わせください。

7 提出先

国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター

研究管理部研究管理課研究公正室

メー ル kawasaki_jimu@ml.affrc.go.jp